

# 「地域未来牽引企業」ロゴマーク使用規約

2017年12月22日 地域経済産業グループ 地域未来投資促進室 決定

2021年1月6日 改訂

地域未来投資促進室長

## 1. 目的

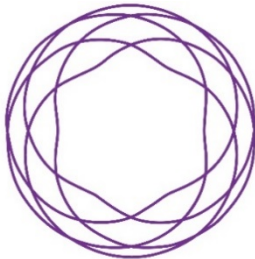
「地域未来牽引企業」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」といいます。）は、「地域未来牽引企業」に選定された企業等が、「地域未来牽引企業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

## 2. 「地域未来牽引企業」ロゴマークについて

「地域未来牽引企業」は、地域経済の中心的な担い手となりうる企業を選定する経済産業省が実施している事業です。

本ロゴマークは、「地域未来牽引企業」のシンボルとして活用するために作成しました。

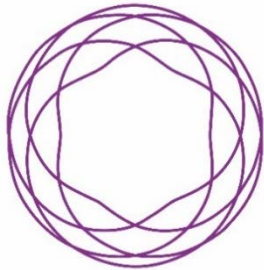
### 【日本語版】



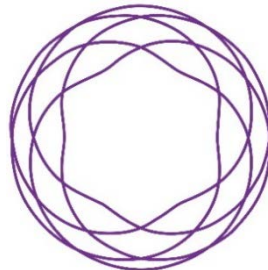
地域未来牽引企業

地域未来牽引企業

### 【英語版】

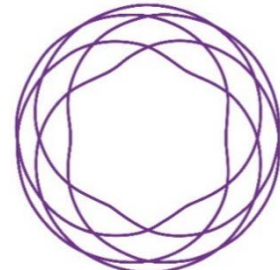


COMPANIES DRIVING  
REGIONAL GROWTH



CDRG

COMPANIES DRIVING  
REGIONAL GROWTH



CDRG



COMPANIES DRIVING  
REGIONAL GROWTH

### 3. ロゴマークの使用

- (1) 「地域未来牽引企業」に選定された企業（以下、「選定企業」）は、ロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。
- (2) 選定企業は、別添様式の「使用規約同意書」を経済産業省に提出することにより、ロゴマークを無償で使用することができます。提出した「使用規約同意書」の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに経済産業省に報告してください。
- (3) 選定企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (4) ロゴマークは直接、商品やサービスの品質を保証し、又は評価するものではありません。したがって、そのような趣旨で個別商品の広告や包装紙、パッケージ等に使用することは避けてください。
- (5) 選定企業が、「地域未来牽引企業」の取り消しを受けた場合及び選定の更新等により選定企業でなくなった場合は、当該企業はロゴマークを使用することができません。
- (6) 選定企業は、ロゴマークを使用する際は、基本データをそのまま使用し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工はしないでください。ただし、ロゴマークを掲載する媒体によりカラー表示ができない場合については、「色の変更」による使用が可能です。
- (7) 選定企業が、以下の不正な使用をおこなった場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置をとることがあります。
  - ①本使用規約に違反する方法で使用する
  - ②法令や公序良俗に反する方法で使用する
  - ③その他、「地域未来牽引企業」の趣旨に明らかに反するような方法で使用する
- (8) 選定された企業以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、「地域未来牽引企業」の取組を広く広報することを目的としてメディア関係者等が使用する場合など、経済産業省の許諾がある場合には、この限りではありません。

### 4. 使用状況の報告

経済産業省は、ロゴマークを使用している選定企業に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

### 5. 規約の改訂

本使用規約は、経済産業省により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。